

令和3年4月26日

学生各位

電気通信大学長
田 野 俊 一

緊急事態宣言の発出に伴う学生の課外活動・サークル活動の停止について

政府は令和3年4月25日（日）から5月11日（火）までの期間において、東京都や大阪など1都3府県に緊急事態宣言を出しました。

より厳格な感染防止対策が必要であるため、この間の、学生の課外活動・サークル活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛について大学に対して要請があったところです。

これを受けて本学として4月26日（月）から5月11日（火）までの間、下記のとおりとします。

新型コロナウイルスの今後の状況によっては、対応に変化がある場合も想定されますが、その際は改めてお知らせします。

記

- 課外活動、サークル活動全般（リモートを除く）について行わないこと。
並びに合宿、他校との練習試合、観客を入れて行なうイベントの開催も行わないこと。

問い合わせ先 学生課課外・厚生係 電話 042-443-5086/5085 E-mail kagai-k@office.uec.ac.jp
--